

保育者養成校における人権教育  
——保育原理の授業における「不適切な保育」  
事例の検討を通して——

Human Rights Education in Nursery Teacher  
Training Schools:  
Through the Examination of Cases of “Inappropriate  
Childcare” in the Principle of Childcare Classes

稲生 圭子  
Keiko Inou

はじめに

保育施設において、子ども達が正しい人権意識を身に付け、他者との人間関係を培う力を獲得するためには保育者の存在が不可欠である。そのため、保育者自身が人権に対する正しい知識を持っていることが重要だと考える。しかし昨今、保育者による「不適切な保育」が後を絶たず、社会の大きな問題になっている。

保育所保育指針第1章総則の1「保育所保育に関する基本原則」に保育所の役割として、「保育所は入所するこどもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない<sup>1)</sup>」とある。

また、令和5年版「人権教育・啓発白書」第2章「人権課題に対する取組」2(4)「人権を大切に育てる心を育てる保育の推進」には「保育所等において保育所保育指針に基づき、児童の最善の利益を考慮するよう啓発を行うとともに『人権を大切に育てる』保育の推進を図り、児童の心身の発達、家庭や地域の実情等に応じた適切な保育の実施<sup>2)</sup>」を推進するよう促している。

さらに令和5年4月に「こども基本法」が施行された。その第1章総則「目的」には「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども

施策に関し、基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及びこども施策の基本となるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進すること<sup>3)</sup>」と記されている。これは保育所のみならず、日本の社会全体で「子どもの権利」、「子どもの人権」を守ることを責務とすることが記載されている。

新宿せいが子ども園副園長中山は「今こそ『子どもの権利』を考えると」として、「子どもに関わる全ての人たちが、子どもの権利について理解を深め、実践していかなければならない<sup>4)</sup>」と述べている。さらに中山は「保育士養成校は保育士資格を与えるのであればカリキュラムや教育課程の中に『子どもの最善の利益』に繋がる実践演習等を行ってほしい<sup>5)</sup>」と保育者養成校のカリキュラムの内容についても言及している。また、有馬(2015)は「人権に関する理解は養成段階の学びの根底に常に認められなければならない<sup>6)</sup>。」と述べ、保育者養成校における人権教育の必要性について述べている。

このように保育の質が改めて問われている現在、保育の担い手である保育者たちが子どもの人権への正しい認識を持つために、改めて研修などで人権教育を早急に受けることが必要であるのは当然のことだが、保育者を目指す学生たちが保育者養成の段階で、早期に「子どもの権利」や、「子どもの人権」について深く学ぶ機会が増えれば、将来的に「不適切な保育」の減少に繋がると考える。

そこで本研究は、保育学科1年生が前期に履修する必修科目「保育原理」において、「不適切な保育」事例を活用した事例検討などを行い、学生たちの「子どもの人権」に対する認識の変化について探求することを目的とする。本研究が将来的に「不適切な保育」を防ぐための一助になることを期待する。

## 「不適切な保育」とは

### 「不適切な保育」の定義

「不適切な保育」とは具体的にどのような行為のことを示すのだろうか。

2021年に厚生労働省は「不適切な保育」を防ぐため、「不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き」を公表した。その手引きによると、「不適切な保育」とは「保育所で保育士等による子どもへの関わりについて、保育所保育指針に示す子どもの人権・人格の尊重の観点に照らし、改善を要すると判断される行為とする<sup>7)</sup>」と記載されている。また、「不適切な保育の具体的な行為類型の例<sup>7)</sup>」も以下に示されている。

- (1) 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- (2) 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
- (3) 罰を与える・乱暴な関わり
- (4) 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- (5) 差別的な関わり

### 「不適切な保育」の具体的な事例

「不適切な保育」の具体的な事例としては、2022年静岡県裾野市の保育園で起こった保育士3人による園児に対する暴行事件が記憶に新しい。その内容は保育士3人が、園児に対し顔を殴ったり両足を掴んで宙ぶりにしたほか、頭を殴ったり、手を掴んで他の園児の発疹を触らせたりする暴行を加えたと言うショッキングなものであった。それにより、保育士3人ともに逮捕というニュースを各メディアはトップニュースとして報道した。

しかし「不適切な保育」はそれ以前にも報告をされていた。2014年には30歳男性保育士による虐待が報告されている。『5歳男児は食事の際に嘔吐することがあった。給食のサラダを食べた時に男児が嘔吐したことに腹を立てて、自分のステンレス製水筒で男児の頭を殴って暴行を加え逮捕された。傷は約1.5cm、全治1週間で3針縫うけがだったが、男児の母親には「転んでけがをした」と嘘の報告をしていた<sup>8)</sup>。』また、2016年には『無認可保育施設で31歳女性保育士が2歳女児の夕食介助の際、女児の頭を叩き、口の中に無理やり食べ物を突っ込んで、「食べろって言ってんだよ」と脅したなどとして強要の疑いで逮捕された。警察は同僚らの証言をもとに同じような虐待を繰り返していた疑いがあるとの報告があった<sup>9)</sup>。』いずれの事例も保育士は逮捕されている。

## 研究

### 「保育原理」の授業における「保育者の倫理」、「子どもの人権」等に関する学びの現状

筆者は2019年4月より勤務校で「保育原理」を担当している。「保育原理」は保育学科1年生が入学直後の前期に履修する必修科目である。保育者としての基本的考え方や、基礎的知識を学び、後期に履修する専門科目への予備知識習得の役割も担っている。しかしその中で「保育者の倫理」や、「子どもの人権を尊重する保育」は、保育原理から引き続き、後期科目として発展したり、さらに深く学んだりする機会が少ないと感じる。「保育原理」の授業時間においても他に学ぶ項目が多くあり、「保育者の倫理」や、「子どもの人権を尊重する保育」、さらに「不適切な保育とは何か」に特別な時間をかける余裕がなく、1コマで終了せざるを得ないのである。

筆者は毎年、「保育者の倫理」項目の授業に入る前、「子どもの人権を尊重するという言葉からイメージすることは？」という同じ質問を学生に問いかけることにしている。すると8割の学生が「子どもを親の虐待から守ること」と答える。入学直後の学生にとって保育者側が「虐待行為」をするというイメージがないのである。そこで短い時間で「不適切な保育」のイメージが掴めるようにと「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を補助教材として使用し、詳しい状況説明を入れながら伝えてきたが、保育実習の経験がない1年生に短時間で理解を求めるのは困難な現状である。

### 調査対象

A 専門学校

2023年度入学 保育学科1年生 37名

## 調査期間

2023年4月～6月

## 研究方法

### (1) 第1回授業

教科書「保育者の倫理」の授業前に「子どもの人権」に関するアンケート調査を行う。  
その後、教科書を中心に学ぶ。

### (2) 第2回授業

「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」「保育士倫理綱領」を補助教材として学ぶ。

### (3) 第3回授業

「不適切な保育」の事例を活用してグループワークを行う。

### (4) 合計3回の授業を受講後、観察実習へ参加する。

観察実習終了後にアンケート調査を行い、学生の意識の変化を探る。

## 倫理的配慮

アンケートは無記名とし、研究資料として使用する旨を伝えた後、任意でアンケート調査を実施した。アンケート記入後も提出の意思を確認し、提出を中止することができる旨を呼び掛けた。

## アンケート回答率

保育学科1年37名全員が回答した。(回答率100%)

## 考 察

### 第1回目考察

教科書「保育者の倫理」の項目を学ぶ前に学生が「子どもの人権を尊重する」とはどのようなイメージを持っているのかを調査した。(図1参照) 前述にあるように、2019年から同様の調査を行っているが、2023年度も「親の虐待から子どもを守ること」と考える学生が29名約80%を占めた。本来の意味を理解している学生は4名約10%で、保育者自身が子どもを害するという概念がない学生が多くいることが分かる。

また、授業前に図2のアンケートも行った。学生に下記を選んだ理由を尋ねると、保育者養成校での「子どもの人権教育」は、私たちは保育現場の現状が分からないので、理解できないのではないか、また、園長・主任は「子どもの人権」について理解しているはずだから研修は必要ないのではないかという意見が出た。

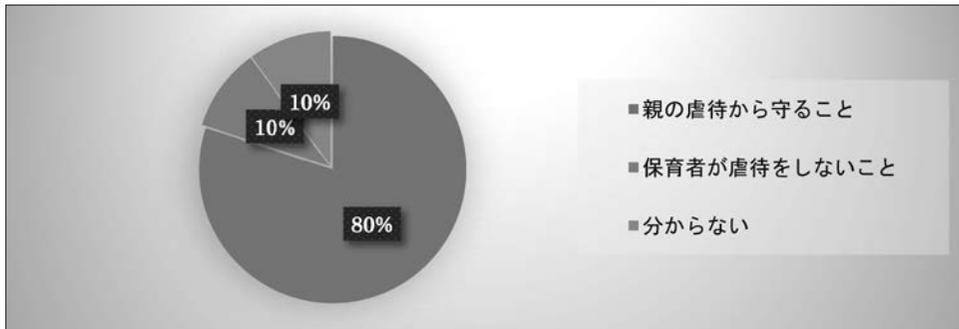


図1 「子どもの人権を尊重する」とはどのようなイメージを持っているか？

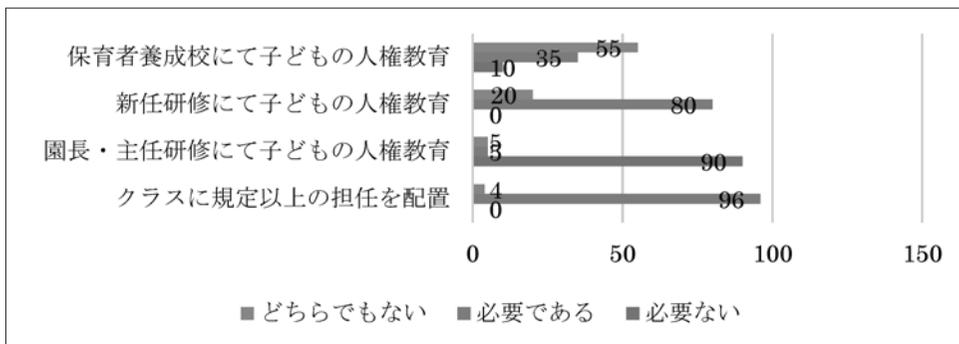


図2 保育者による子どもへの人権侵害を防ぐためには何が必要か？（授業前）

## 第2回目考察

保育学科1年生37名全員に「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」を配布した。しかし、実際に保育経験がない学生に保育者の行動イメージが湧かないと考え、予め、「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」から抜粋した5項目について、イラストが入ったPowerPointを作成した。それを活用しながら○×クイズを行ったり、人権侵害になる理由を隣の席の学生と話し合ったりしながら理解を深めた。学生からは、「長期休みには、皆がどこかへ遊びに行っていると思っていたが、家庭環境によって経済的に行けない子もいることを考えなかった」「保育が忙しいとクラスの皆の前で着替えさせてしまうかもしれない。幼い子は恥ずかしくないとの誤った認識があった」との意見が出された。特に少食の子へ、予め少ない量を配膳することは何故いけないのか？理由が分からない学生が多かった。予め少なくするのではなく、「もしかしたら、今日は食べたいのかもしれない」と考え、本人に食べる量を決めてもらうことが大切だと学ぶことができた。

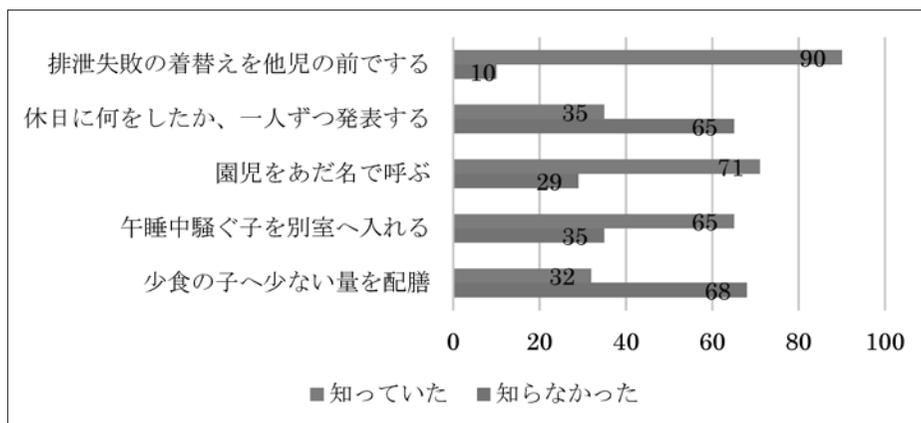


図3 保育者による「子どもへの人権侵害」になる行為だと知っていたか？

### 第3回考察

保育学科1年生37名を7グループ（5人グループ5、6人グループ2）に分け、グループディスカッションを行った。グループのメンバーは教員側がランダムに決めた。グループに分かれてから各グループ内で、司会者、記録者、発表者を選出し、司会者の進行に従って話し合いを行った。「不適切な保育」の事例は、前述の「保育士3名が逮捕された事件」である。37名全員に事例の詳細を記載したプリントを配布した。

また、司会者には話し合いのポイントに記載したプリントも配布した。話し合いのポイントは以下の3点を提示した。

- (1) 自分が働く園で同様の虐待行為があったらどうするか？
- (2) 虐待行為をする保育者の気持ちは？
- (3) 未然に防ぐためには何が必要か

#### グループディスカッションの内容発表

(1)については「ベテランの先生が行っていたら注意できないと思う」、「内部告発は難しい」、「辞めるついでなら言える」と新任保育士の立場の弱さを示す意見が大半を占めた。「子どもの人権に対する知識がなければ一緒にやってしまうかも」と学びの大切さを話す学生もいた。

(2)については「気持ちが分からない」、「やるはずがない」と全グループが同調した。しかし実際には同様の事件が他の園でも起こっていることから「保育者のストレスから弱い者いじめで発散したのではないか」との意見が出た。

(3)については「人手不足」、「クラスに保育士を多く配置すると、監視の役割ができるし、仕事量の軽減に繋がり、心に余裕が持てる」、「保育者の配置人数の見直しが必要」との意見が多かった。「子どもへの人権侵害」は事件を起こした保育者個人の責任である。しかし個人を責めるのではなく、激務である保育所の現状を想像し、保育者の心理状態まで慮り、改善策が提案できたことは、学び

の多いグループワークになったと言える。

### 観察実習終了後の考察

6月半ばに勤務校の系列園において観察実習が行われた後、図2と同じ内容のアンケートを行った。(図4参照)「保育原理」の授業において「保育者の倫理」項目を学ぶ前より学んだ後の方が保育者養成校での「子どもの人権教育」は必要であると考える学生が非常に増えたことが分かる。学生たちは、3回の授業での学びやグループディスカッションを経て、観察実習で想像以上に忙しい保育現場の体験を通し、「忙しすぎて学ぶ時間がないのではないか」、「保育者になってからでは遅いのではないか」、「就職する前から知っておく必要があると思う」との思いが募ったと話した。また、学生である自分達にも子ども達が保育者と変わらない援助を求めてくる現状を経験したことにより、「授業で学んだチェックリストにあったけど、これって子どもに言ってよい言葉だったかな?」と不安に思う場面が多くあったとも話していた。

それでは保育者養成校で「子どもの人権」について学ぶ時期はいつ頃が良いか?(図5)では圧倒的に「各実習前に行く」にチェックした学生が多かった。2年間の学生生活の中で実習は合計4回

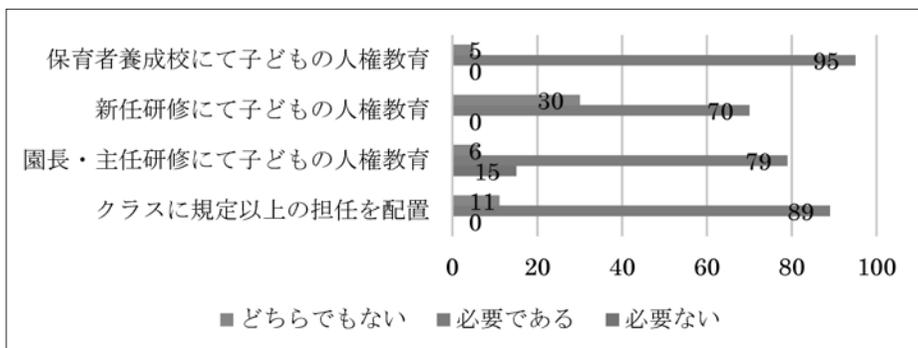


図4 保育者による子どもへの人権侵害を防ぐためには何が必要か?(授業後)

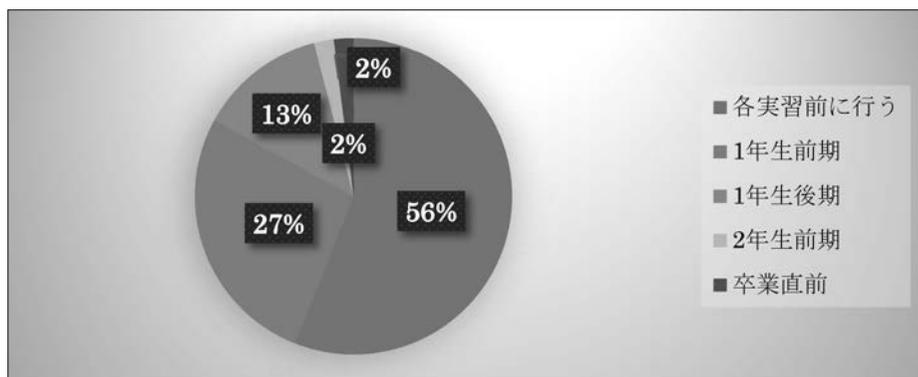


図5 保育者養成校で「子どもの人権」について学ぶ時期はいつ頃が良いか?

行われる。「今回も3回授業を受けたけど、実習へ行ったら忘れてしまった。」と話し、無意識に「子どもの人権を侵害」してしまわないようにしたいとの思いが伝わってきた。

### おわりに

本研究は、保育学科1年生が前期に履修する必修科目「保育原理」において、「不適切な保育」事例を活用した事例検討などを行い、学生たちの「子どもの人権」に対する認識の変化について探求することを目的とした。また、授業計画に従い、授業やグループディスカッションを行い、さらに授業前後に合計5回行ったアンケート結果から以下のことが分かった。

保育学科1年の37名の学生は「保育原理」の授業で「保育者の倫理」を学ぶまでは、「保育者養成校での「子どもの人権教育」について必要性を感じていなかった。保育者が子どもを害するという概念がほとんどなかったのである。しかし3回の授業の中で、保育者による「子どもへの人権侵害」になる行為がどのような内容なのかを知ったり、グループディスカッションを通して「不適切な保育」に至った保育者達の心理状態へ思いを馳せたりしながら徐々に理解を深めていったのである。また、観察実習で、学生である自分達にも子ども達が保育者と変わらない援助を求めてくる現状を経験したことにより、今、子どもに投げかけている自分の言葉や行為が「子どもの人権を侵害しているのではないか？」と心配になることで益々、学ぶ必要性を感じたと考える。これはアンケート結果にも反映されており、学生たちの「子どもの人権」に対する認識の変化があったことが明らかになった。

しかし今回は「保育原理」の授業の中で使用できる時間数が少なく「不適切な保育」事例の検討も1事例に留まった。また、後期科目への学びの連続性にも言及できなかった。学生からの要望が強かった各実習前に「子どもの人権教育」を行うためにも、演習科目のカリキュラム作りなどと合わせて、今後の課題としていきたい。

### 引用文献

- 1) 厚生労働省. (2019). 保育所保育指針解説. (p.13). フレーベル館.
- 2) 法務省・文部科学省. (2023). 人権教育・啓発白書：勝美印刷.
- 3) 内閣府 こども家庭庁. (2023). こども基本法 第1章総則「目的」.
- 4) 大塚孝喜. (2023). 「げ・ん・き No197」. (p.16). エイデル研究所.
- 5) 大塚孝喜. (2023). 「げ・ん・き No197」. (p.18). エイデル研究所.
- 6) 有馬知江美. (2015). 保育者養成課程における人権に関する学びの意義：「教育原理」及び「保育原理」でなされる人権感覚の問い直し. 白鵬大学教育学論集, 9, 101-116.
- 7) 厚生労働省. (2021). 不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引き. (p.3).
- 8) 脇 貴志. (2016). ブラック保育園のリアル. (p.46). 幻冬舎.

9) 大川えみる. (2016). ブラック化する保育. (pp.20-21). かもがわ出版.

### 参考文献

全国保育士会. (2017). 「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」.  
柏女霊峰／全国保育士会 (編). (2018). 「全国保育士会倫理綱領ガイドブック」.

